

都区の事務配分に係る検討状況（第12回幹事会H20.5.29現在）

	事務名	評価		頁
		区	都	
① - 2	上水道の設置・管理に関する事務	区	都	1
① - 3	公共下水道の設置・管理に関する事務	区	都	2
③ - 1	特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務	区	区	3
③ - 2	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務	区	区	5
③ - 3	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く)	区	区	6
③ - 4	公害統括者等の届出の受理などに関する事務	区	区	7
③ - 5	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務	区	区	8
③ - 6	土壤汚染状況調査の実施の命令などに関する事務	区	区	9
③ - 7	犬及びねこの引取りに関する事務	区	区	10
④ - 25	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務	区	区	11
⑤ - 20	適正計量管理事業所の指定などに関する事務	区	区	12
④ - 2	民生委員の推薦など民生委員に関する事務	区	区	13
④ - 4	保護施設設置など生活保護に関する事務	区	区	14
④ - 5	行旅病人等に関する費用弁償に関する事務	区	区	15
④ - 8	資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	区	区	16
④ - 9	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務	区	区	17
④ - 10	指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務	区	区	18
④ - 13	墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務	区	区	19
④ - 15	精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	区	都	20
④ - 19	条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務	区	都	21
③ - 11	(事務を特定する政令が定められていない)※④-19と一体的に評価する			

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

2 上水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 上水道の設置・管理に関する事務		区									
		都	○	○	○	○	○	○	○	<p>○都の水道事業は、特別区のみならず多摩25市町の区域において事業を行っており、施設整備・維持管理も一体的に行っている。配水体制は、水系間の相互運用やバックアップにより、多摩地域を含めた都全体で水運用を行っており、給水区域ごとに分割して運用管理することは不可能である。</p> <p>○営業系など区域ごとに行っている定型業務については、既にほとんどが民間委託されている。財源のほとんどは水道料金の独立採算で、規模のメリットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、仮に事業を分割して移管すれば、財政的にみても事業の効率性は低下し、都民の料金負担につながるばかりでなく、お客様サービスの低下にもつながることは明らかである。</p>	都
(1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<p><水源～給水所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道水源林の管理 ○水源施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○送水施設の設置・管理 ○水質管理(水源・浄水場) <p>*水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定</p>	区	△	△				△	<p>○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。</p>	区	
		都									
(2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務	<p><給水所～家庭など></p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・管理 ○給水装置の検査 ○水質管理(給水栓) ○水道の使用にかかる受付(開始・中止) ○使用水量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収 <p>*水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定</p>	区								<p>○本来基礎自治体の事務であり、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。</p>	区
		都									

検討対象事務評価シート

①

法令に基づく事務

3 公共下水道の設置・管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 公共下水道の設置・管理に関する事務		区									
		都	○	○	○	○	○	○	○	○区部の下水道は、全体を一体として広域的な見地から建設が進められ、幹線やポンプ所、水再生センターなどの基幹施設が集約的に整備・配置されているのみならず、枝線管きよについても各区の区域をまたがって整備されてきた。これらの様々な施設が一体不可分のシステムとして効率的に計画・建設・維持管理されており、処理区ごとに分割すれば効率性が低下するのは明らかである。効率性、広域性、安全性、専門性等いずれの面からも、都が一体的に行なうことが都民区民の利益に適うものである。	都
(1) 住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務	<家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理 ・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む ○排水設備に関する事務 ○再生水事業 ○水質規制事務 ○汚水排出量の認定 ○下水道料金の徴収 * 下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定	区								○法令上、特別区の手務とされており、都が実施するのは協議が整うまでの間とされている。 ○地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。	区
		都									
(2) 幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務	<幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理 ○ポンプ所の設置・管理 ○水再生センターの設置・管理 ○再生水供給施設の設置・管理 ○地球温暖化対策 * 下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定	区								○一般的には都道府県事務であり、一定の広域処理が必要であるが、現行の処理区単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性はなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。枝線管きよの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。	区
		都									

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

③

法令に基づく事務

1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務											
(1) 特定計量器に係る定期検査に関する事務	計量法に基づき、取引、証明に使用している特定計量器を対象に、定期的に(質量計(はかり等)は2年に1度、皮革面積計は1年に1度)検査を行う。	区								○地域の経済活動や住民生活に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市町村への移譲が可能とされている事務である。計量検定所の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在特別区が実施している事前調査の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応が図れることが期待できる。	区
		都	△	△	○	△	△	○	○本事務は、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。 ○しかし、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保や効率的な人員配置を行うことができるなど、業務執行を効率的に行うことも可能である。 ○また、定期検査の基準等は経済産業省令により定められており、専門知識と経験を有する人材を配置することにより、一定の技術レベルを維持することは可能である。 ○ただし、移管を検討するにあたっては、以下のような課題がある。 ①指定定期検査機関の受け皿を探すことは困難である。 ・都の指定定期検査機関は東京都計量協会である。現在、大型・中型はかり及び小型はかりの3分の1程度を受託しているが、同協会は現時点で、今後さらに業務委託を追加して受け入れることは難しいとしている。 ・現状で、都内では東京都計量協会以外に受け皿はなく、現に小型はかりの指定で申請があったのは、東京都計量協会のみであった(業界紙等で公募)。 ②指定及び指導監督のため、行政側にも専門知識を有した職員が必要である。 ・計量士になるには5ヶ月間の研修を受けた上、5年間の実務経験が必要であり、同等の知識を有した職員が必要である。 ③行政検査、計量士検査、適正計量管理事務所自主検査と、検査体制が制度的に分離しているため、情報を一元管理することで、総合的に都域全体の計量器検査を適正に行うことが可能となっている。 よって、当該事務は、法的、制度的に区へ移管することは可能であり、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決が必要となる。	区	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

③

法令に基づく事務

1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
(2) 勧告などに関する事務 (立入検査)	計量法に基づき、適正計量の実施に関する遵守事項及び商品量目等の違反を是正するために勧告・公表・改善命令等を行う。	区								<p>○地域の経済活動や住民生活に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市町村への移譲が可能とされている事務である。計量検定所の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、特定計量器の定期検査の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速で効率的な対応が図れることが期待できる。</p>	区
		都	△	△	○	△	△	○	<p>○本事務は、検定、基準器検査等、計量検定所の事務全般を対象とすることから、計量制度の維持と信頼性を確保するため、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員が一体的かつ統一的に執行することが望ましい。</p> <p>○また、大都市東京の経済活動を背景として、都内の事業者は本部と傘下の系列店など区域を越えたネットワークを形成していることから、事業の執行に統一性を欠くことになれば、事業者に無用の混乱を招くことになり、経済取引活動に影響を与えかねない。</p> <p>○しかし、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保や効率的な人員配置を行うことができるなど、業務執行を効率的に行うことも可能である。</p> <p>○また、計量全般についての経験と専門的な知識を有する職員を配置することにより、問題発生時の対応や予防目的の検査など、きめ細かな、より地域の実情に応じた対応が可能となる。</p> <p>○ただし、移管を検討するにあたっては、以下のような課題がある。</p> <p>①立入検査は、行政自らが実施することが必要であり、また検査結果に基づく的確な指導が要求されることから、計量全般についての経験・知識が十分な職員の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務は定期検査対象以外の計量器も検査対象になる。そのため、検査に際しては、各種分銅、質量計、液体メーター用基準タンク及び定盤・水準器等の検査器具及び知識と経験を有する計量専門職が必要である。 ・商品量目はもとより、特に燃料油メーター、液化石油ガスメーター、ガス・水道メーター等の特定計量器の立入検査は、専門的知識や技術力に加え、危険物取扱や被計量物（ガソリン、液化石油ガス等）の排出等検査後の処理もある。 <p>②都では、異動ローテーション中で計量器の検定・検査から商品量目に係る指導まで計量全般にわたり業務を行い、経験に基づく知識・技術を習得する体制がある。</p> <p>よって、当該事務は、法的、制度的に区へ移管することは可能であり、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決が必要となる。</p>	区	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

③

法令に基づく事務

2 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務											
(1)汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務	水質汚濁防止法に基づき、排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等を行う。	区								<p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している関連事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p>	区
		都	△			△				<p>○水質汚濁の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に水質汚濁防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。</p> <p>○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。</p> <p>○現在、特別区は、規制指導対象となる特定施設に対して、ほぼ同様の規制内容を定める都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）に基づく規制指導の事務を、事務処理特例条例により、既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。</p> <p>○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。</p> <p>○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。</p> <p>○ただし、例えば複数区にわたり特定施設を有する事業者に対する規制指導事務は、都が一元的に行ったほうが効率的である。</p> <p>よって、本事務のうち広域的な対応が必要なものを振り分けることが必要となるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価シート

3

法令に基づく事務

3 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く)											
(1) ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く)	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都	△					△		○大気汚染の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に大気汚染防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。 ○また、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○現在、隣接県の特例市9市中4市は、大気汚染の常時監視を行っており、特別区も、既に、23区のうち18区が任意に大気常時監視を行っている。 ○また、特別区は、規制指導対象となる工場、事業場に対して、ほぼ同様の規制内容を定める環境確保条例に基づく規制指導の事務を、事務処理特例条例により、既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。 ○ただし、情報を都にフィードバックする仕組みや規制・監視に関する広域的調整の仕組みを整備することが必要である。 よって、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組みが必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。	区

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

③

法令に基づく事務

4公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価	
1 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務												
(1) 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務	公害防止管理者等の選任届の受理などに関する事務を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区	
	※騒音・振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は特別区が実施している。	都							△	○本事務は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法などの各法令と密接に関連するものであり、これらの法律に基づく規制指導業務と一体的に移管の検討を行うことが望ましい。 ○個々の事業場からの届出を受理するという事務であり、事業者側の利便性を考慮すると、特別区で実施することが望ましい。 よって、本事務は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法などに基づく規制指導業務と同様に、区へ移管する方向で検討する。	区	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

③

法令に基づく事務

5 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務											
(1)ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都	△			△				○ダイオキシン類に関する大気汚染や水質汚濁の影響は、一の区の区域を越え広域に及ぶことも想定されるため、効果的に大気汚染や水質汚濁等の防止事務を行うためには、広域的な規制を行うことが必要である。 ○また、命令・指導・助言・勧告、立入検査等、本事務を含め、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○特別区は、環境確保条例に基づく焼却行為の制限に関する事務を事務処理特例条例により実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○したがって、基本的には、特別区が本事務を担うことは可能であると考えられる。 ○ただし、上述のとおり、ダイオキシン類に関する大気汚染や水質汚濁については、特別区の規模が一定以上になっても、区域を越えた取組みが必要となる場合もあり、広域的な対応策を用意しておくことが必要である。 よって、本事務については広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

③

法令に基づく事務

6 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務											
(1) 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務	土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査、指定地域の指定等及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を行う。	区								○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。現在区が実施している事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都				△				○本事務を含め、命令、指導・助言・勧告、立入検査等、各種公害規制法令に定められた事務を適切に執行するためには、汚染発生源、汚染物質に関する各種分析等を行うための装置や機材の整備のほか、専門知識を有する職員が必要である。 ○環境確保条例では、法と同様に工場等廃止時の土壌の汚染状況の調査（116条調査）を義務付けるほか、3000㎡以上の敷地内における土地の改変時の調査（117条調査）も規定している。 ○特別区は、116条調査の結果の届出の受理、汚染拡散防止計画書の作成及び汚染の拡散の防止の措置の命令等の事務について、事務処理特例条例により既に実施しているため、特別区にも、専門性を有する職員が配置されている。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、より人材の確保がしやすくなる、より効率的な人員配置が可能になるなど、これまでよりも効果的、効率的な事務執行が可能になる。 ○本事務を移管し、法と条例に基づく規制を各区が一元的に行うことにより、事業効果や事業効率が上がる。また、局所的な近隣住民対策の必要性が高い業務であり、特別区が実施するメリットも大きい。 よって、本事務は、区へ移管する方向で検討する。 なお、平成21年度には、対象範囲を拡大するなどの法改正が予定されており、法改正の動向を十分に踏まえることが必要である。	区

検討対象事務評価シート

③

法令に基づく事務

7 犬及びねこの引取りに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 犬及びねこの引取りに関する事務											
(1) 犬及びねこの引取りに関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）に基づき、犬及びねこの所有者からの要請あるいは負傷動物の発見者からの通報等に基づいて犬及びねこ等を引取る事務等を行う。	区		△						<p>○住民生活に密着した事務であり、法律上政令の指定により区市への移譲が可能とされている事務である。動物愛護相談センターの偏在等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在特別区が実施している適正飼育の普及啓発等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。動物愛護に関する意識の向上をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな対応が図れることが期待できる。</p>	区
		都		○	○	○			○	<p>○本事務は、地域の実情に応じた対応が求められるなど住民に身近な事務であり、特別区が事務を担うことにより、動物の引取りの迅速化や動物愛護の普及啓発の充実を図り、行政サービスの向上を図ることができると考えられる。</p> <p>○ただし、移管を検討するにあたっては、</p> <p>①犬ねこの引取りは、動物愛護管理法及び条例に基づく、動物行政の業務の一連の流れ（所有者及び拾得者からの引取り→飼養管理→返還又は処分（致死、譲渡））のある事務であること</p> <p>②動物愛護相談センターにおいては、当該事務と密接不可分な狂犬病予防法に基づく捕獲・抑留等の事務、収容動物の飼養管理、返還、処分（致死、譲渡等を含む）を一体として実施していること</p> <p>③動物愛護管理法に基づく動物取扱業の監視指導、責任者研修もセンターを拠点に一体として実施していることから、一定以上の規模になった全ての特別区において、動物愛護行政と狂犬病予防対策を一体として実施するための施設・設備、人材を確保する必要があることに留意しなければならない。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決に向けた検討もあわせて行う。</p>	区

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

25 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価	
1 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務												
(1) ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	区								<p>○区民の健康や生活環境に直接影響する事務であり、政令で指定都市及び中核市に移譲されている事務である。現在区が実施している事務及び工場を除く施設に対する規制等の事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p>	区	
(1) ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	都	△			△				<p>○本事務は政令指定都市が行うことができる事務であるが、現状、都が実際に規制業務等を行う際には、工場と工場以外を特に区分することなく一体で行っている。このため、「③-3-(1)の事務」と一体で整理することが望ましい。</p> <p>○「③-3-(1)の事務」で記載したとおり、特別区は工場に対しても、環境確保条例に基づく規制事務を行っており、また、本事務を特別区が担うことにより、工場の側も事務負担軽減というメリットがあることから、特別区が行う方が望ましい。</p> <p>○ただし、情報を都にフィードバックする仕組の構築などが必要である。よって、本事務については、排出規制や監視に関する広域的調整の仕組が必要ではあるが、基本的には、区へ移管する方向で検討する。</p>	区	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 適正計量管理事業所の指定などに関する事務											
(1) 適正計量管理事業所の指定などに関する事務	店舗等で自主的に計量管理を実施する事業所について、適正計量管理事業所に指定されると定期検査の受検義務が免除される。	区								<p>○特定計量器の定期検査等と関連する事務であり、計量検定所の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、特定計量器の定期検査や勧告などの事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情を踏まえた指定や検査等の対応が図れることが期待できる。</p>	区
		都	△	△	○	△	△		○	<p>○本事務は、特定計量器の定期検査（「③-1-(1)」の事務）が免除される適正計量管理事業所の指定等に関する事務であり、「③-1-(1)の事務」との関連が非常に深い。</p> <p>○移管を検討するにあたっては、以下のような課題がある。</p> <p>①適正計量管理事業所の指定により、法定の定期検査は免除となることから、指定後の行政の指導監督責任は、定期検査と同様に重要な業務である。</p> <p>②計量全般についての経験と専門的な知識を持つ人材の確保が必要である。</p> <p>よって、当該事務は、法的、制度的に区へ移管することは可能であり、区へ移管する方向で検討するが、上記課題の解決が必要となる。</p>	区

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

2 民生委員の推薦など民生委員に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 民生委員の推薦など民生委員に関する事務											
(1) 民生委員の定数等決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務	○民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定 ○民生委員の委嘱・解嘱に係る推薦及び具申 ○民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出	区						△		○住民に身近な地域福祉の担い手である民生委員に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。実質的な事務は現在特別区が実施しており、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた自主的できめ細やかな対応が期待できる。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都						△	○委嘱手続については、区市町村から都に推薦を行い、都から厚生労働省に推薦を行うというように手続が重層化しており、時間がかかりすぎるといった指摘もあり、地方分権改革推進委員会の「中間的なとりまとめ」においてもこうした議論について言及されている。 ○本事務は、指定都市及び中核市が処理することとされているが、特別区が一定以上の規模になることにより本事務を担うことは可能であり、特別区が担うことにより手続の簡略化・迅速化が図れるほか、事務の効率化を図ることができる。 ○留意事項として、以下の事項に配慮する必要がある。 ・候補者の審査の公平性を確保する必要がある。 ・都内の民生委員は東京都民生児童委員連合会に所属し、区市町村の範囲を超えた活動も行っているため、事務の移管については、民生委員の意見にも配慮しながら進めていく必要がある。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討するが、上記の留意事項に配慮する必要がある。 ○なお、民生委員は、児童福祉法第16条第2項により、児童委員を兼ねるものとされている。	区	
(2) 民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務	○民生委員法に基づき、民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する計画の樹立・実施を行う。	区						△		○住民に身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動に係わる事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。民生委員の推薦などの事務と合わせて、実質的な事務を実施している特別区が担う方向で検討すべきである。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都						△	○本事務は、「民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務(④ア2-1-(1))」と密接に関連する事務であり、「④ア2-1-(1)」の事務と併せて特別区が処理することが望ましい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区	

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

4 保護施設設置など生活保護に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 保護施設設置など生活保護に関する事務											
(1) 生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務	生活保護法に基づき、生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助を行う。	区						△		○更生施設や宿所提供施設などの保護施設の設置許可等に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。現在、特別区が実施している生活保護に関する他の事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。なお、法に規定される都の費用負担を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都	△							○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が事務を担うことは可能である。 ○生活保護の実施機関は福祉事務所を設置する特別区であり、生活保護施設の認可も生活保護の実施機関である特別区が一体的に処理することが望ましい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
(2) 指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務	生活保護法の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関、介護扶助を担当させる機関並びに出産扶助のための助産を担当する助産師及び医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師・柔道整復師等（これらを「指定医療機関等」という。）の指定及び監督等を行う。	区								○医療扶助や介護扶助等の担当機関を指定するなどの住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。現在、特別区が実施している届出受理などの経由事務と合わせて、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。	区
		都								○当該事務は、本来、都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。 ○生活保護の実施機関は区であり、指定医療機関等の指定については生活保護の実施機関である特別区が一体的に処理することが望ましい。 ○なお、診療報酬の請求の審査は、都も社会保険診療報酬支払基金に委託しており、区が委託することも可能である。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

5 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務											
(1) 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務	「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する。	区						○		○区市町村が実施している事務に対して都道府県が費用負担を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。事務の権能と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。事務手続きの効率化を図ることが期待できる。なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都								○本事務は、区市町村が行った行旅病人の救援に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する事務であり、勅令により、指定都市及び中核市はその費用を負担することになっている。 ○現在も各区が行旅病人及び死亡人の状況等を調査し、該当するかを確認後、医療費等を支払っている。都は区市町村が一旦支払った費用を弁償しているものであり、都が処理する必要は特にない。 ○行旅病人の救援及び死亡人の埋葬等の事務は特別区が行っていることから、特別区が本事務も担った方が効率的であり、また、特別区が一定の規模になることにより、その費用を負担することも可能であると考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
		区									
		都									

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

8 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務											
(1) 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務	○母子及び寡婦福祉法（以下「法」という。）に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、必要な目的に応じ、母子福祉資金を貸付けし、償還事務を行う。 ○資金の種類（12種類） 事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度	区						△		○母子家庭等の生活の安定と向上を図る住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。母子福祉資金の貸付については、償還事務も含め区民に直接関係する事務を現在特別区が実施しており、また、母子等日常生活支援事業に対する監督等については、特別区が供与する日常生活支援と密接な事務であることから特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応が図れることが期待できる。なお、母子福祉資金貸付に関する特別会計の設置、国庫借入等を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区
		都					△			○当該事務は、母子福祉施策が元々都道府県事務であったことや母子福祉資金の貸付原資を確保するには一定以上の財政規模が必要なことなどから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては、当該市が事務を処理している。 ○また、母子福祉施策の子育て・生活支援策が市町村事務になっており、しかも、既に特別区は母子福祉資金貸付に係る事務のほとんどを事務処理特例条例により実施していることから特別区が行うことが望ましい。 ○さらに、特別区が一定以上の規模になれば十分な行財政能力を有することから、特別区が事務を担うことは可能である。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
		区									
		都									

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務											
(1) 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出受理などの事務を行う。	区								○居宅生活支援事業の届出受理や特別養護老人ホームの設置許可など住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。特別区が各区の老人福祉計画や介護保険事業計画等との整合性に配慮しながら主体的に判断できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。 ※④-9-1(2) 老人福祉施設等の届出受理など老人福祉に関する事務の考え方を含む	区
		都								○当該事務は、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が事務を実施することは可能である。 ○また、当該事務は地域に密着したサービスであり、介護保険の実施機関である特別区が一体的に実施することが望ましい。 ○さらに、特別区はすでに、当該事務と項目や書類がほぼ重複した、介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定申請の受理を行っており、類似した事務を特別区が一体的に処理することにより、事業者にとっても、利便性が向上するものと考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
(2) 老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法（以下「法」という。）に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置の届出受理などの事務を行う。	区								④-9-1(1) 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務の評価と同じ	区
		都								○老人福祉施設については、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、原則として、設置の際に都道府県知事の認可を要することとしている。 ○しかし、特別区はすでに、当該事務と項目や書類がほぼ重複した、介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定申請の受理を行っており、特別区が一定以上の規模になることにより、老人福祉施設の設置に関する事務についても、広域的見地からの処理が可能になるものと考えられる。 ○また、類似した事務を特別区が一体的に処理することにより、事業者にとっても、利便性が向上するものと考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

10 指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務											
(1) 指定療育医療機関の指定など母子保健に関する事務	母子保健法に基づき、知事等は開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関を指定する。		区							○未熟児の健やかな育成を図るための住民生活に密着した事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。現在特別区が実施している療育医療の給付事務及び指定医療機関の指定に関する経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応が図れることが期待できる。	区
			都							○養育医療機関の指定については、一定水準の処遇の確保及び広域的見地からの需要に見合った施設の適正な整備や配置等の観点などから、本来、都道府県事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては、当該市が事務を処理している。 ○しかしながら、特別区は現在、養育医療機関に関する、指定以外の事務を行っており、特別区が一定以上の規模になることにより、養育医療機関の指定に関しても広域的見地からの処理が可能になるものと考えられる。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
			区								
			都								

検討対象事務評価シート

4

法令に基づく事務

13 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務											
(1) 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。この場合、費用を都が弁償する。	区						○		○区市町村が実施している事務に対して都道府県が費用負担を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。事務の権能と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。事務手続きの効率化を図ることが期待できる。なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。	区
		都								○標記事務のうち、法第10条及び第19条に基づく事務は、既に事務処理特例条例等により特別区が行っており、都に残っているのは、埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務（法第9条）である。 ○費用弁償の対象となる「埋葬・火葬を行う者がいない等の死体の埋葬・火葬の事務」は、特別区が行っていることから、その費用の負担についても特別区が担った方が効率的であり、また、特別区が一定以上の規模になることにより、その費用を負担することも可能であると考えられる。 ○また、上記の費用弁償の事務は、法第9条の規定により、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定が準用されるため都が行っているものであり、準用されている「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく、「④ア5-1-(1)行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」は、すでに、区へ移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、死体の埋葬・火葬の費用の弁償の事務は、区へ移管する方向で検討する。	区
		区									
		都									

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

15 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務											
(1) 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づき、①精神保健福祉センターの設置、②精神医療審査会の設置、③指定病院の指定、④精神障害者等の指定医による診察等、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務を行う。 ○発達障害者支援法に基づき、発達障害者支援センターの設置運営（委託）等の事務を行う。	区	△		△					○精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする事務であり、精神科病院の設置義務を除いて指定都市に権限が移譲されている事務である。 精神保健福祉センターの広域性、専門性等を踏まえた対応を考慮する必要があるが、現在、特別区が実施している精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応や窓口の一本化に伴う申請者等の利便性の向上が期待できる。なお、精神保健福祉センターの設置については法改正を含めた検討が必要と思われる。 ○当該事務には、確保が困難な精神科の医師や精神保健福祉士など専門職種の配置が必要である。 ○また、現在、都は区部において、2箇所の精神保健福祉センターで精神保健福祉手帳の判定業務等を行っており、都が行う方が効率的である。 ○精神保健・精神障害者福祉に関する事務は、精神医療と密接な関係があるため、精神科の医師が必要であるが、区部において、その取組や体制が整備されている状況にはない。 ○以上により、当該事務は、都に残す方向で検討する。	区
		都		△	△						都
		区									
		都									

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

19 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価	
1 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務												
(1) 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務	屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の形状及び掲出方法についての基準を定め、その基準に基づき屋外広告物の許可、指導及び取締りの事務を行う。	区						△		○都市の良好な景観形成等を目的として必要な規制等を行う事務であり、指定都市、中核市に移譲されている事務である。特別区についても、法律上政令で定めるところにより権限の移譲が可能とされている事務である（③-11）。現在特別区が実施している違反広告物等の除却等の事務と合わせて、事務を処理することできるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の特性や実情を生かしたきめ細やかな対応が期待できる。なお、条例制定権を特別区に移譲するには法改正が必要である。	区	
		都	○	○				○		○屋外広告物の規制は、東京全体の景観保護のために、市街地が極めて高い密度で連続して形成されている大都市東京においては、統一的な意思の下で、一体的に処理することが効果的であり、広域的な施策が必要である。 ○現行では、許可事務や指導、違反広告物対策等については、事務処理特例条例に基づき特別区が処理しており、既に都区の適切な役割分担が図られている。 ○屋外広告物の登録制度の効率的かつ効果的な運用及び実効性ある広告物規制を図るためには、都が、特別区の区域を越えて、広域的な観点から屋外広告物の登録や、屋外広告物を営む者に対する指導、助言及び勧告を行う必要がある。 よって、当該事務については、引き続き、都が処理する方向で検討する。	都	
		区										
		都										